

**別表五の二（一）付表一 「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の
計算に関する明細書」**

1 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第18号の3（連結個別利益積立金額）に規定する連結個別利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結個別利益積立金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「区分」の「積立金2」以下の空欄	<p>(1) 「利益準備金1」以外の連結個別利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。</p> <p>なお、利益又は剰余金の処分により配当（商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（いわゆる中間配当）を含みます。以下同じ。）として社外に支出する金額のうち、その配当の計算の基礎となった期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対する配当がある場合には、その配当の額の記載は、次に掲げる期間の区分に応じ、次によります。</p> <p>イ その配当の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……空欄に「配当金（連結法人分）」と記載し、その配当の額を「当期利益金処分等による増減（減は赤）④」に記載します。</p> <p>ロ その配当をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……その配当の額を「配当金（連結法人分）」と記載した欄の「減②」に記載します。</p> <p>(2) 連結親法人が、自己の連結個別利益積立金額の計算を行う場合には、次によります。</p> <p>イ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される各連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額をいいます。以下同じ。）を受け取ることとなる場合において、空欄に「未収連結法人税個別帰属支払額」と記載し、その受け取ることとなる金額（各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期利益金処分等による増減④」の金額（「21」の「増③」に連結法人税の中間納付に係る連結法人税個別帰属支払額の記載がある場合には、その金額を含みます。）のうち連結法人税個別帰属支払額を合計した金額）を「当期利益金処分等による増減④」に△印を付さずに記載します。</p> <p>ロ 各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属受取額（法第81条の18第1項の規定により計算される各連結</p>	<p>(1) 「配当金（連結法人分）」の「減②」に記載する金額は、別表四の二付表「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」の外書に記載する額と同額となります。</p> <p>(2) 左記(2)イ及びロの「各連結法人」には、連結親法人が含まれます。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額をいいます。以下同じ。)を支払うこととなる場合において、空欄に「未払連結法人税個別帰属受取額」と記載し、その支払うこととなる金額(各連結法人の「未払連結法人税個別帰属額21」の「当期利益金処分等による増減④」の金額(「21」の「増③」に連結法人税の中間納付に係る連結法人税個別帰属受取額の記載がある場合には、その金額を含みます。)のうち連結法人税個別帰属受取額を合計した金額)を「当期利益金処分等による増減④」に△印を付して記載します。</p> <p>ハ 連結親法人の別表五の二(二)付表一の「確定8」の「期末現在未納税額⑥」の本書の金額につき、空欄に「未納連結法人税」と記載し、その金額を「当期利益金処分等による増減④」に△印を付して記載します(本書に△印の付された金額がある場合(すなわち、連結法人税の中間分に未納税額がある場合)には、△印を付さずに記載します。)</p> <p>なお、同付表一の「確定8」の「期末現在未納税額⑥」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、空欄に「未収還付連結法人税」等と記載の上、「当期利益金処分等による増減④」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>	
<p>「期首現在連結個別利益積立金額①」</p>	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。)を行った連結法人にあっては、前期又は分割型分割の日の前日の属する事業年度(以下「分割前事業年度」といいます。)の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額⑤」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額)をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	<p>この申告が連結中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期中の増減」、「当期利益金処分等による増減④」及び「差引翌期首現在連結個別利益積立金額⑤」の欄の記載は必要ありません。</p>
<p>「当期中の増減」</p>	<p>原則として、「減②」には別表四の二付表の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には同付表の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に同付表の「減算」欄に記載した「仮払税金(仮払連結法人税、仮払法人税、仮払道府県民税又は仮払市町村民税)」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、同付表と関係なく次によります。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、連結法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、法人税(利子税及び延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金20」の「減②」にその合計額を記載するとともに、連結法人税にあっては「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未納連結法人税」と記載した欄の</p>	<p>(1) 別表四の二付表の「加算」の「損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)14」の「留保②」の金額のうち連結法人税(未納のものを除きます。)にあっては△印を付して「未納連結法人税」と記載した欄の「減②」に、法人税にあっては「未納法人税22」の「減②」に記載します。また、「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額15」の「留</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>「減②」にその金額を△印を付して、その他のものについては「未納法人税22」、「未納道府県民税23」又は「未納市町村民税24」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき連結法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「中間7」の「当期発生税額②」の金額を△印を付して「3」から「17」までのいずれかの空欄に「未納連結法人税」と記載した欄の「増③」に、同付表一の「中間13」及び「中間18」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「増③」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 当期中に支払を受ける利子等（当期末までにその利払期の到来しているものに限り。）に係る道府県民税利子割額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「当期発生税額②」の金額を「未納道府県民税23」の「増③」に記載します。</p> <p>(4) 中間配当積立金を取り崩していわゆる中間配当をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金18」の「増③」に記載します。 なお、この場合に商法第288条の規定により積み立てた中間配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p> <p>(5) 適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結個別利益積立金額がある場合には、令第9条第1項又は第2項の規定に準じて計算した金額を「増③」に記載します。</p> <p>(6) 適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額がある場合には、令第9条第4項の規定に準じて計算した金額を「減②」に記載します。</p> <p>(7) 減資等により払い戻した連結個別利益積立金額がある場合には、「減②」に記載します。</p> <p>(8) 減価償却資産につき減価償却超過額（法第31条第4項（減価償却資産の償却費の計算及びその方法）に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。）がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第6項第6号（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額（その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額）とのいずれか少ない金額を、「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	<p>保②」の金額（未払のものを除きます。）については「未払連結法人税個別帰属額21」の「減②」に△印を付して、「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税17」及び「損金の額に算入した道府県民税利子割額18」の「留保②」の金額については「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「減②」にそれぞれ記載します。 なお、連結法人税及び連結法人税個別帰属額の当期発生額を損金の額又は益金の額に算入し、「未払金」又は「未収入金」等により経理した場合には、この明細書の「3」から「17」までの空欄のいずれかに「未払金」又は「未収入金」等と記載の上、その欄の「増③」にその経理した金額を記載します（未収入金に相当する金額は△印を付します。）。</p> <p>(2) 利益処分の方法により経理した準備金の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期利益金処分等による増減④」に記載し、別表四の二付表において「減算」に記載した金額を「当期中の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>(3) 中間配当又は中間配当に係る利益準備金の積立てのため取り崩した繰越損益金の額は、「繰越損益金18」の「減②」の金額に含まれることとなります。</p>
「繰越損益金18」	「期首現在連結個別利益積立金額①」には、前期繰越利益金を黒書し、前期繰越欠損金を△印を付して記載し、	「増③」の金額がある場合には、「①」の金額と「③」

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在連結個別利益積立金額①」を0とし、改めてその連結事業年度の利益処分による翌期繰越額を「当期利益金処分等による増減④」に記載します。	の金額との合計額を「②」に記載します。
「未払連結法人税個別帰属額21」	各連結法人の当期に係る連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額を「当期利益金処分等による増減④」に記載します（連結法人税個別帰属支払額については△印を付して記載します。）。	連結法人税の中間納付に係るものがある場合には、「増③」に記載します。
「未納法人税（附帯税を除く。）22」	所得に対する法人税（リース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。）の本税の額を記載します。	
「未納道府県民税23」及び「未納市町村民税24」の「当期利益金処分等による増減④」	別表五の二(二)付表一の道府県民税又は市町村民税の額の「期末現在未納税額⑥」の「14」及び「19」の本書の金額をそれぞれ記載します。	別表五の二(二)付表一の「期末現在未納税額⑥」の「14」及び「19」に外書（△印）の金額がある場合（すなわち、中間納付額の還付金がある場合）には、「3」から「17」までの空欄に「未収還付道府県民税」等と記載の上、「当期利益金処分等による増減④」にその金額（△印は付けません。）を記載します。

④ この明細書は、連結親法人を除き、通常の場合には次の算式により検算ができます（連結親法人にあつては、この明細書に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額」（「増③」）＋「当期利益金処分等による増減④」から「未払連結法人税個別帰属受取額」（「③」）＋「④」を減算した額と「未納連結法人税」（「③」）＋「④」との間に差額がある場合には、その差額に相当する金額が検算式と不符となります。）。

なお、当期中の適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は連結個別利益積立金額並びに適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額及び減資等により払い戻された連結個別利益積立金額がある場合には、これらの金額が検算式と不符となります。

$$\boxed{\text{差引合計額「25」①}} + \boxed{\text{別表四の二付表留保総計「46」②}} - \boxed{\text{中間分、確定分連結法人税個別帰属額・法人税県市民税の合計額}} = \boxed{\text{差引翌期首現在連結個別利益積立金額「25」⑤}}$$

(3) 根拠条文 法28の三

2 連結個別資本積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の法第2条第17号の3（連結個別資本積立金額）に規定する連結個別資本積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「27」及び「28」の空欄	「資本準備金26」以外の連結個別資本積立金額について、その名称を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期首現在連結個別資本積立金額①」	<p>前期分のこの明細書の「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）を移記します。</p> <p>なお、前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあつては、前期又は分割前事業年度の別表五(一)の「差引翌期首現在資本積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その更正又は決定に基づいて調整した後の金額）をこの明細書の該当する欄に記載します。</p>	<p>この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期中の増減」及び「差引翌期首現在連結個別資本積立金額④」の記載は必要ありません。</p>
「当期中の増減」	<p>(1) 次の①から⑫までの金額を「資本準備金26」から「28」までの各欄の「増③」に記載します。</p> <p>① 株式（適格現物出資により現物出資法人に発行するものを除きます。）の発行価額のうち資本に組み入れなかった金額</p> <p>② 自己の株式を譲渡した場合（合併、分割又は株式交換により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合を除きます。）における譲渡対価の額（新株予約権の行使により新株を発行することに代えて自己が有していた自己の株式を交付した場合には、当該新株予約権の発行価額に相当する金額を含みます。）から当該自己の株式の当該譲渡の直前の帳簿価額を減算した金額</p> <p>③ 協同組合等及び令第8条各号（協同組合等に準ずる法人）に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額</p> <p>④ 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（注1）から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併により増加した資本の金額又は出資金額（その合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該法人の資本の金額又は出資金額） ・ 合併により交付した当該法人の自己株式の合併の直前の帳簿価額（注2） ・ 合併により交付した金銭の額と金銭及び合併法人の株式以外の資産の価額との合計額 <p>(注)1 合併により交付した合併法人の株式、金銭又は当該株式及び金銭以外の資産の合併の時の価額をいいます。</p> <p>ただし、適格合併の場合は、被合併法人の適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の(1)の金額から(2)の金額を減算した金額をいいます。</p> <p>(1) 移転資産の帳簿価額（その適格合併に基因して法第2条第18号へ又は第18号の2チ（利益積立金額等）に掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額を含みます。</p> <p>(2) 移転負債の帳簿価額及び被合併法人から引継ぎを受ける利益積立金額又は連結個別利益積立金額</p> <p>2 当該株式を被合併法人が有していた場合で、当該合併が適格合併に該当しないものであるときは、合併の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑤ 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>産価額（注1）から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割型分割により増加した資本の金額又は出資金額（その分割型分割が法人を設立する分割型分割である場合にあつては、当該法人の資本の金額又は出資金額） ・ 分割型分割により交付した当該法人の自己株式の分割型分割の直前の帳簿価額（注2） ・ 分割型分割により交付した金銭の額と金銭及び分割承継法人の株式以外の資産の価額との合計額 <p>⑤1 分割型分割により交付した分割承継法人の株式、金銭又は当該株式及び金銭以外の資産の分割型分割の時の価額をいいます。</p> <p>ただし、適格分割型分割の場合は、分割法人の適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の(1)の金額から(2)の金額を減算した金額をいいます。</p> <p>(1) 移転資産の帳簿価額（その適格分割型分割に基因して法第2条第18号へ又は第18号の2に掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額のうち分割法人が有していた他の連結法人の株式でその適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含みます。）</p> <p>(2) 移転負債の帳簿価額及び分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額又は連結個別利益積立金額</p> <p>2 当該株式を分割法人が有していた場合で、当該分割型分割が適格分割型分割に該当しないものであるときは、分割型分割の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑥ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額（注1）から次の金額の合計額を減算した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分社型分割により増加した資本の金額又は出資金額（その分社型分割が法人を設立する分社型分割である場合にあつては、当該法人の資本の金額又は出資金額） ・ 分社型分割により交付した当該法人の自己株式の分社型分割の直前の帳簿価額（注2） ・ 分社型分割により交付した金銭の額と金銭及び分割承継法人の株式以外の資産の価額との合計額 <p>⑥1 分社型分割により交付した分割承継法人の株式その他の資産の分社型分割の時の価額をいいます。</p> <p>ただし、適格分社型分割の場合は、分割法人の適格分社型分割の直前の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した金額をいいます。</p> <p>2 当該株式を分割法人が有していた場合で、当該分社型分割が適格分社型分割に該当しないものであるときは、分社型分割の時の価額に相当する金額とします。</p> <p>⑦ 適格現物出資により移転を受けた資産の現物出資法人の当該移転の直前の帳簿価額⑦から適格現物出資により増加した資本の金額（その現物出資が新設現物出資である場合にあつては、その設立の時にける資本の金額）を減算した金額</p> <p>⑦ 当該資産と併せて負債の移転を受けた場合にあつ</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ては、現物出資法人の移転直前の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額となります。</p> <p>⑧ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正益に相当する金額</p> <p>⑨ 株式交換又は株式移転による完全親会社の完全子会社株式の受入価額からその株式交換により増加した資本の金額その他の令第8条の2第6項（合併による交付資産等）に規定する金額又は株式移転により設立された完全親会社の資本の金額その他の令第8条の2第7項に規定する金額の合計額を減算した金額</p> <p>⑩ 資本又は出資の減少（株式を消却したもの及び金銭その他の資産を交付したものを除きます。）により減少した資本の金額又は出資金額に相当する金額</p> <p>⑪ 資産再評価法又は旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定により再評価積立金又は商法第288条ノ2第1項（有限会社法第46条において準用する場合を含みます。）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額</p> <p>⑫ 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものが、その設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額（相続税法第66条第4項の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額）</p> <p>(2) 次の①から⑩までの金額を△印を付して「資本準備金26」から「28」までの各欄の「増③」欄に記載します。</p> <p>① 商法第293条ノ2又は第293条ノ3の規定により資本に組み入れた利益の額又は準備金の額に相当する金額</p> <p>② 組織の変更により増加した資本の金額又は出資金額に相当する金額</p> <p>③ 分割法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）の日の前日の属する連結事業年度終了の時（③において「期末時」といいます。）の分割資本等金額（当該分割法人の期末時の連結個別資本等の金額を基礎として令第8条の2第8項の規定に準じて計算をした金額）から分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>④ 分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転する資産の適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時（④において「期末時」といいます。）の帳簿価額（その適格分割型分割に基因して法第2条第18号の2に掲げる金額が生ずる場合には、その金額に相当する金額のうち分割法人が有していた他の連結法人の株式でその適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含みます。）から移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、分割承継法人に引き継ぐ連結個別利益積立金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>⑤ 適格事後設立により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた場合における帳簿価額修正損に相当する金額</p> <p>⑥ 減資等の直前の連結個別資本等の金額を基礎として令第8条の2第9項の規定に準じて計算をした金額</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(⑥において「連結減資資本等金額」といいます。)から減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(連結減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑦ 株式の消却(取得した株式について行うものを除きます。)の直前の連結個別資本等の金額を直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額(⑦において「連結消却資本等金額」といいます。)から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(連結消却資本等金額が消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑧ 株式の消却(取得した株式について行うものに限り)の直前の株式の帳簿価額を直前の株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額</p> <p>⑨ 社員の退社又は脱退の直前の連結個別資本等の金額を直前の出資総口数で除して計算した金額に当該退社又は脱退をした社員の出資口数を乗じて計算した金額(⑨において「連結退社資本等金額」といいます。)から当該退社又は脱退により減少した出資金額を減算した金額(連結退社資本等金額が退社又は脱退による持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額)</p> <p>⑩ 法第61条の2第4項(合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算)の規定に準じて、株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の帳簿価額に相当する金額</p>	

(3) 根拠条文 法二十七の三